

舞鶴旧海軍施設の変遷の歴史と 転用に関する研究

出口あかね¹

¹非会員 京都女子大学大学院家政学研究科生活造形学専攻

(〒600-8088 京都府京都市東山区今熊野北日吉町35)

E-mail: a.deguchi.03@gmail.com

旧海軍鎮守府が置かれた舞鶴においては、これまで、舞鶴海軍の歴史、一部の施設の建設・取り壊し状況、旧軍港市国有地処理審議会の結果を元にした戦後の転用状況については資料にまとめられているが、舞鶴鎮守府開庁時から現在までの建築物の歴史的な蓄積と変化に関する研究は行われていない。そのため、本研究では、鎮守府が置かれた舞鶴市を対象に、明治時代から昭和戦前期までの旧海軍施設の変遷の歴史、および、戦後から現在までの各土地・建物の所有権の移転と転用を明らかにする。それによって、単に個々の建物の活用を図るだけではなく、地域全体の旧海軍施設の歴史的価値と現状の認識に基づいた保存・活用を計画していくための基礎資料とすることを目的とする。

Key Words : Maizuru Naval Station, Naval Port, Brick Structure, Diversion, Modern industrial heritage.

1. はじめに

現在、舞鶴にはレンガ造倉庫群をはじめとして、旧海軍施設の遺構が数多く残っている。近年では、舞鶴市役所周辺に現存するレンガ造倉庫群の一帯を、市の都市公園「舞鶴赤れんがパーク」としてオープン¹するなど、舞鶴の旧海軍施設は市や企業によって保存・活用がなされている。その一方で、土地の有効活用から新しく建物が建て替えられる過程において取り壊されたものや、現在、積極的に活用されていない遺構もあるなど、放置されることで、今後の継承に支障となる可能性が多々ある。

2. 研究目的・方法

本研究では、鎮守府が置かれた舞鶴市を対象に、明治時代から昭和戦前期までの旧海軍施設の変遷の歴史及び戦後から現在までの各土地・建物の所有権の移転と転用を明らかにする。そのことにより、単に個々の建物の保存や活用を図るだけではなく、地域全体の旧海軍施設の歴史的価値と現状の認識に基づいた建物の今後のあり方を提言するための基礎資料とすることを目的とする。

研究方法は、まず舞鶴鎮守府の開庁から昭和戦前期における旧海軍施設の発展、次に、戦後から現在まで、旧軍用の土地と建物がどの時点で、市、企業などにどのように譲与・譲渡などされたかを各種史料、軍港施設図などを入手し、分析することにより、旧海軍施設の当初の用途とその後の所有権の移転、用途の変遷を整理する。

具体的には、まず、軍港と指定される前の舞鶴の状況

を、明治 26 年に陸軍測量部によって作成された地図から把握し、次に、防衛研究所所蔵の「舞鶴軍港用地境柵其他配置図」（明治 37 年）より、鎮守府開庁直後の軍港の範囲と諸施設の設置状況を確認し、同図と要港部時代に作成された「舞鶴要港部財産位置図」（昭和 14 年頃）を比較・分析することにより、要港部時代に存続した施設、新築された施設、使用目的が変更された施設などを明らかにする。更に戦後から現在にかけては、「旧軍港市転換法」に関わる史料や、土地の登記簿などから、現在までの所有権の移転および用途の変遷を明らかにすることとする。

3. 既往研究

これまで海軍鎮守府が置かれた都市において、次のような研究が行われている。今村による「横須賀・呉・佐世保・舞鶴における旧軍用地の転用について：1950-1976 年度の旧軍港市国有財産処理審議会における決定事項の考察を通して」⁽¹⁾は、『旧軍港市国有財産処理審議会決定事項総覧』を基礎資料として用い、旧軍港市 4 都市における旧軍用地の転用実態を明らかにしている。また、横須賀については、筑波大学の双木、藤野による「軍港都市横須賀の形成と土地所有の変遷：横須賀下町地区を事例に」⁽²⁾が、舞鶴については杉野による「舞鶴市における旧軍用地と工業立地」⁽³⁾がある。佐世保に関しては、筑波大学の松尾が『旧佐世保海軍鎮守府施設（平瀬・立神地区）の建設経緯と保存状況」⁽⁴⁾にお

いて、現存する建造物を中心にその価値を歴史・建築学的側面から明らかにしている。これらの既往研究は特定の分野や各市域の特定エリアに限られたものであり、本研究のように舞鶴の旧海軍施設の全体的な変遷を辿っているものではない。これらの研究、資料は、都市、建造物などの特定の分野や時代に限られたものであり、これまで舞鶴鎮守府開庁時から現在までの建築物の歴史的な蓄積と変化に関する研究は行われていない。

本研究では、舞鶴の軍港の範囲を対象に舞鶴鎮守府開庁時から昭和戦前期までの各建築物・工作物の完成時期、そしてそれらの建築物・工作物がいつごろまで存在したかを整理し、舞鶴軍港部内の海軍施設の拡充・減少の変化を整理する。また、戦後について、どの土地・建物がどのような変遷を経て、現在まで受け継がれたかについて所有権の移転とその詳細を明らかにする。

4. 研究の範囲

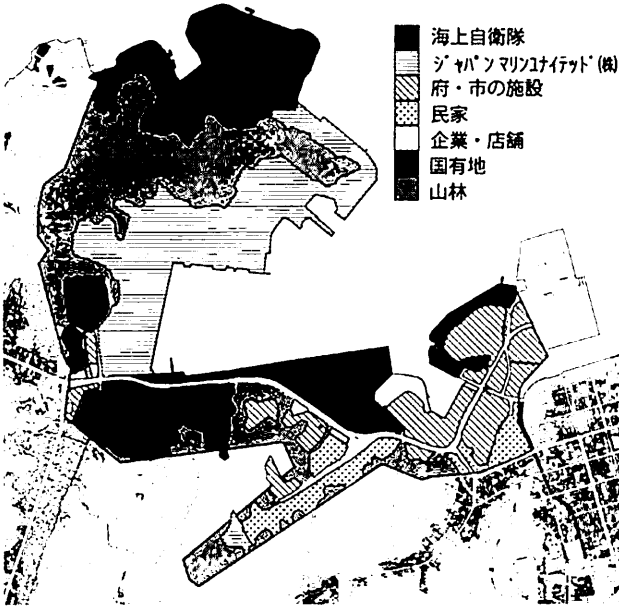


図1 旧軍港敷地の現所有者別区分図

舞鶴海軍諸施設は、現在の舞鶴市とその周辺に点在し、その中心となる軍港部は、現在の東舞鶴地域に位置していた。軍港部には、鎮守府庁舎をはじめとして、海軍工廠、海軍病院などが置かれていて、現在でも重要文化財に指定されているレンガ造倉庫群をはじめ、それらの関連遺構である建築物や工作物が多く残っている。

また、現在の所有者別に分析してみると、海上自衛隊、ジャパンマリンユナイテッド株式会社、京都府・舞鶴市の施設、民家、企業・店舗、国土交通省・文部科学省所管による国有地などとして、土地・建物が今も継承され使用されている(図1)。

本研究では、この地区が各土地と建物の所有権の移転と用途の変遷が最もまとまって捉えられる地区であることから、明治34年の鎮守府開庁時の軍港範囲ⁱⁱを研究の対象とする。

5. 舞鶴軍港の発展

本論では、まず鎮守府設置から第2次世界大戦終戦時までを「舞鶴鎮守府造成前」「舞鶴鎮守府開庁時」「要港部時代」「第2次世界大戦終戦前後」の時代に区分し、各種史料を用いて、どの時代にどのような施設が整備され、拡充され、あるいは移転や用途変更が行われ、取り壊されたかを、全1,281件の一覧としてまとめた。その結果、舞鶴鎮守府開庁の明治34年の建設数が最も多く(図2)、その時に設置された施設を中心に、時代の情勢変化に従って、新築、取り壊し、増築が行われ、昭和14年の鎮守府再開時には、規模が最大になったことが明らかになった(図3)。

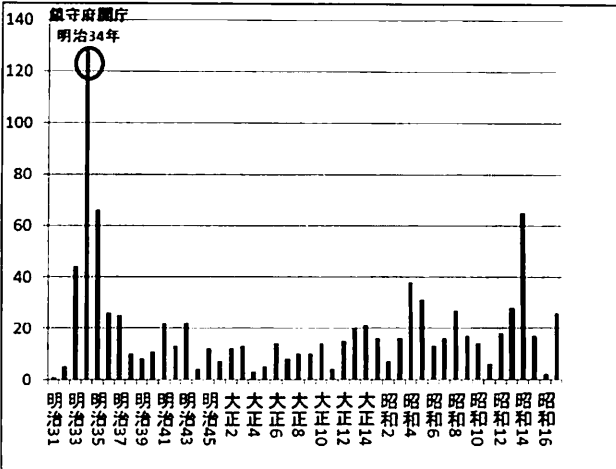


図2 年間建設数の推移(件)

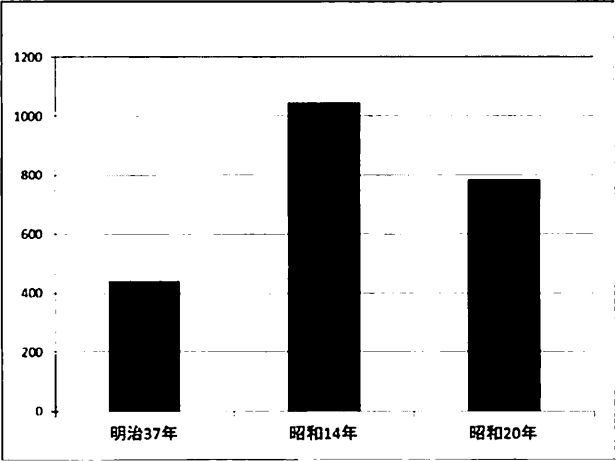


図3 建物の棟数の推移(件)

軍港部内には海軍関連の様々な施設が置かれたが、地区ごとの使用用途に特徴が見られることから、軍港部内を浜、北吸、中舞鶴、海軍工廠、長浜の5地区に分類し、それぞれの地区の特徴を明らかにした。

まず、建築物・工作物の取り壊し、現存の割合については、浜、北吸地区は昭和15年以降の取り壊しが戦後よりも多く、元々あった建物の多くが、戦前に取り壊された。また北吸、長浜地区は昭和15年以前の取り壊しがわずかしかないため、この期間大きな変更は行われなかった。また、北吸、工廠地区は倉庫などレンガ造の大

型の建物が多くあり、こうした建築物・工作物が現存している（図4）。

次に、用途変化の割合について、地区ごとに見てみると、変更なしが全体的に 70%であるのに対し、中舞鶴地

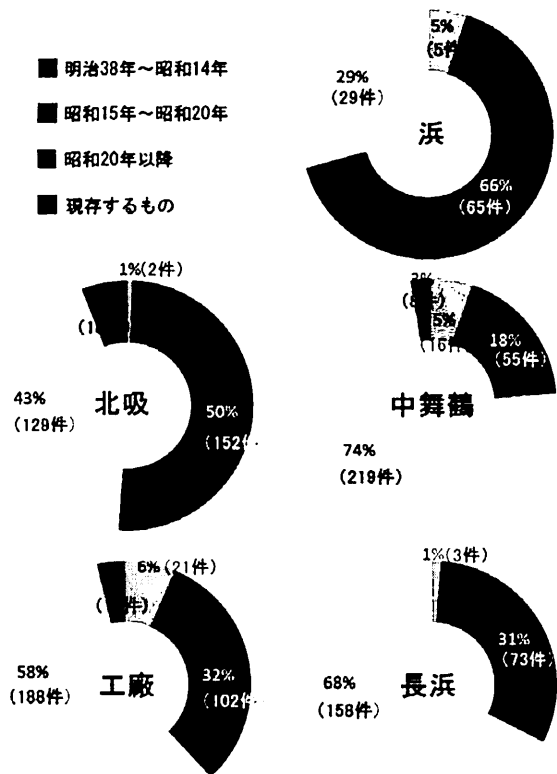


図4 各地区の取り壊し・現存の割合

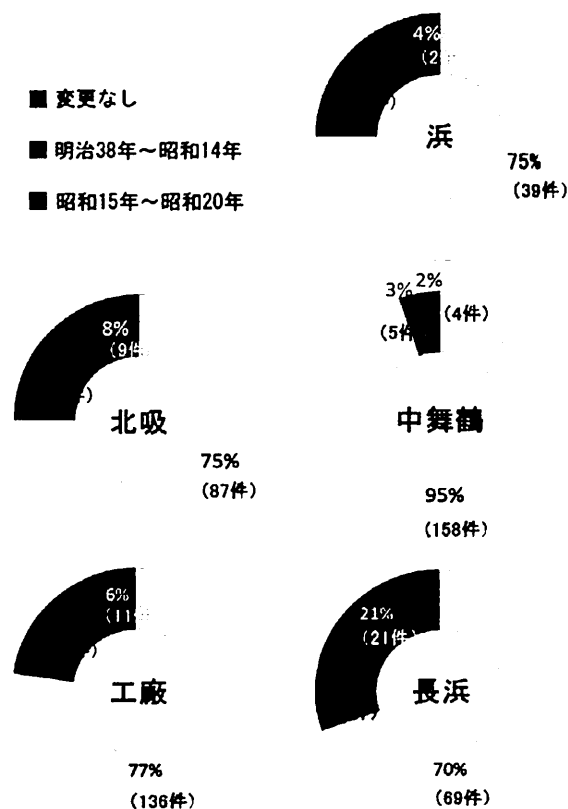


図5 各地区の終戦までの用途変化の割合

区のみ 95%と高い（図5）。これは、鎮守府庁舎・官舎など、開庁時から終戦まで使用されたものがあつたことと、昭和4年以降の機関学校移転によって建設された建物が、終戦まで使用されたことによるものである。また、長浜地区で、昭和4年にそれまで置かれていた火薬廠爆薬部が移転した後、その一部が海軍工廠の施設として使用されたことによって、昭和15年～昭和20年間の用途変更が21%と最も高くなっている。

以上より、各地区において次のような特徴が明らかになった。浜地区においては鎮守府開庁時には舞鶴水雷団を設置、昭和14年以降は、施設部、経理部など、施設の変化が多い地区であつた。北吸地区は、軍需部本部を中心に、海軍兵器廠・海軍測器庫・海軍需品庫・経理部衣糧科衣糧庫が置かれていた。終戦まで、大きな施設の移転、新設は無かつた。中舞鶴地区は、鎮守府庁舎、官舎など、変化なく使用させたものがある一方、旧海兵団跡地に機関学校関係施設が建設されるなど、昭和4年以降に大きく姿を変えた地区である。また海軍工廠地区は、明治35年の海軍工廠設置以降、昭和14年の鎮守府再開時まで拡大を続けた。それ以降、終戦時には建物数は減少しているが、規模の縮小は見られない。そして長浜地区は鎮守府開庁時から、主に火薬関係施設が置かれた地区である。昭和4年に軍港部外へ火薬廠爆薬部が移転し、その跡地の一部に海軍工廠の施設が設置された。

6. 旧軍用地の所有権の移転と活用の変遷

終戦後、全国の海軍の財産は全て連合国軍最高司令官総司令部（以下GHQ）の管理下に置かれたが、その後、軍事施設として接収・使用しているもの以外は、徐々に日本政府に返還された。舞鶴にも昭和20年10月末より、GHQ部隊の進駐があり、旧舞鶴鎮守府管下の軍事施設を接収ⁱⁱⁱするとともに、中舞鶴の旧海軍兵学校舞鶴分校跡を兵舎とした。

昭和25年、横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市を対象に、旧軍港市を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とした^{iv}「旧軍港市転換法」が制定される。その時点ではGHQから国有財産として大蔵省へ返還されていない旧軍用の土地・建物もあつたが、昭和27年の日米行政協定が締結され、舞鶴の全ての財産が大蔵省へ返還されたことで、旧軍用の土地・建物の転用が順調に進んだ^v。

「旧軍港市転換法」制定以前には、旧軍港部外においては、旧海軍病院を国立舞鶴病院へ転用し、旧第三海軍火薬廠敷地に京都大学農学部水産学科を誘致するなど、医療施設、教育施設への転用が進められていたが、これに加えて、旧海軍工廠第二造兵部敷地の一部へ日之出化学工業株式会社舞鶴工場を誘致するなど、民間企業の工場誘致も行われていた。

「旧軍港市転換法」施行後、現在に至るまで、旧軍港

市を平和都市へと転換することを目的に、京都府や舞鶴市の公共施設、民間企業、個人、公益法人などへ幅広く転用が行われ、また大蔵省から各省庁への所管換えも行われている。そのうち、昭和 29 年までの間は、旧舞鶴海軍軍需部第 3 区の土地を市役所庁舎および議事堂へ転用し、旧新舞鶴官舎第 1 区の土地を、官舎山公園（現夕潮台公園）へ転用するなど、公共施設への転用のみであったが、同年、旧舞鶴海軍軍需部第 3 区の土地を舞鶴倉庫株式会社へ譲渡以降、民間の用途へ転用されるものが増加していった。昭和 45 年に舞鶴重工業株式会社（現ジャパンマリンユナイテッド株式会社）への譲渡を最後に、民間への転用は見られない。それに代わって、防衛庁をはじめとする国の諸機関への所管換えや、京都府や舞鶴市への譲与など、専ら公共の用途に転用されるようになった。例えば、旧舞鶴鎮守府の敷地内に京都地方法務局舞鶴支局が設置され、旧構内道路は近畿地方建設局へ所管換えされた後、国道 27 号線として整備された。

また、旧舞鶴海軍防備隊第 1 区および旧海軍鎮守府第 1 練兵場の土地は、海上自衛隊敷地として、総理府大阪防衛施設局へ所管換えされた。昭和 27 年 4 月に保安庁警備隊が発足したことにより、同年 8 月 1 日に海上自衛隊舞鶴地方隊^{vi}（舞鶴地方総監部、舞鶴航路啓開隊、新潟航路啓開隊）が編成^{vii}されていたが、昭和 48 年から昭和 60 年にかけて、海上自衛隊の施設が集中的に整備されたことが知られる。これは、日本海沿岸における海上警備が強化されたためと思われる。

舞鶴市においては、旧舞鶴海軍軍需部第 3 区が北吸運動公園に転用され、旧舞鶴鎮守府第 1 練兵場を中舞鶴運動公園に転用するなど、国有地を公園敷地として無償で借り受けていた土地が数カ所あった。それらの土地に関して、平成 22 年、国会において「旧軍港都市転換法の今後のあり方」について議論が行われ、その結果、「旧軍港都市転換法」に基づく国有財産の処理の対象となり、それらの土地は市へ譲与されている。

現在、旧軍港部の軍用地はわずかな未利用地を残しているが、それらも今後は地方公共団体への処分、国において利用、一般入札による譲渡などが予定されている^{viii}。

7. まとめ

本研究において、軍港部内の舞鶴鎮守府開庁時から昭和戦前期までの旧海軍施設の変遷の歴史、および、戦後の旧軍用の各土地・建物の所有権の移転と転用の流れを整理した。その結果、保存・活用が進められているもの、市民には十分な情報が公開されていないものが明らかになり、また、旧鎮守府時代の用途が忘れられているもの、終戦後から現在までの経緯が不明になっているものの歴史や経緯が明らかになった。

現在、舞鶴東港周辺の旧海軍の主要施設が設置された土地には、海上自衛隊をはじめとする日本政府各省庁の

施設、京都府・舞鶴市の施設、民有地などとして利用され、また、レンガ造倉庫など旧海軍施設の建造物遺構が点在して存続している。これらは今後、舞鶴市を中心に保存・活用が進めようとするものもある。今後、旧舞鶴鎮守府から始まる海軍施設の歴史的価値を正しく継承するためには、本研究で明らかにした事実を基礎として、地域全体の保存計画を策定し、その全体計画の中で、個々の土地と建物の保存と活用を検討していくことが必要である。

謝辞：本稿の作成にあたり、ご教示いただいた斎藤英俊教授、資料等を提供していただいた舞鶴市の吉岡博之氏、矢谷明也氏、ジャパンマリンユナイテッド造船株式会社、防衛研究所の職員の方々のご協力に感謝の意を表します。

参考文献

- (1) 今村洋一「横須賀・呉・佐世保・舞鶴における旧軍用地の転用について：1950-1976 年度の旧軍港都市国有財産処理審議会における決定事項の考察を通して」日本都市計画学会、都市計画論文集 42 巻 3 号、pp193-198 (2008)
- (2) 双木俊介、藤野翔「軍港都市横須賀の形成と土地所有の変遷：横須賀下町地区を事例に」筑波大学、歴史地理学野外研究 13 号、pp1-23 (2009)
- (3) 杉野啓明「舞鶴市における旧軍用地と工業立地」立命館大学人文科学研究紀要 34 号、pp39-62 (1981)
- (4) 松尾智子「旧佐世保海軍鎮守府施設（平瀬・立神地区）の建設経緯と保存状況」筑波大学大学院人間総合科学研究科博士前期課程世界遺産専攻修士論文 (2008)
- (5) 舞鶴市史編さん委員会『舞鶴市史・通史編（中）』舞鶴市役所 (1978)
- (6) 舞鶴市史編さん委員会『舞鶴市史・通史編（下）』舞鶴市役所 (1982)
- (7) 舞鶴市史編さん委員会『舞鶴市史・現代編』舞鶴市役所 (1989)
- (8) 舞鶴市史編さん委員会『舞鶴市史・年表編』舞鶴市役所 (1994)
- (9) 舞鶴市史編さん委員会『舞鶴市史・各説編』舞鶴市役所 (1975)
- (10) 赤れんが博物館『赤れんがレポート』1-6 号、舞鶴市役所 (1995～1998)
- (11) 舞鶴市教育委員会社会教育課『舞鶴の近代化遺産』舞鶴市教育委員会 (2008)
- (12) 上杉和央編『軍港都市史研究Ⅱ 景観編』清文堂出版 (2012)

注

ⁱ：舞鶴市

ⁱⁱ：http://www.city.maizuru.kyoto.jp/modules/kikaku/index.php?content_id=748 (2013.1.29)

ⁱⁱⁱ：昭和 14 年 12 月の鎮守府復活に伴い、舞鶴港周辺に施設が拡充された。

^{iv}：参考文献(7)の pp11-12 による。

^v：「旧軍港都市転換法」第一条：この法律は、旧軍港市（横須賀市、呉市、佐世保市及び舞鶴市をいう。）を平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的とする。

^{vi}：参考文献(7)の p574 による。

^{vii}：昭和 29 年 7 月防衛庁創設に伴い、海上警備隊は海上自衛隊となる。

^{viii}：参考文献(7)の p584 による。

^{ix}：未利用国有地のうち、「地方公共団体等が利用する財産」に区分されたものは、地方公共団体等に対し利用計画の早期実現の働きかけを行い、その処理の具体化に努めること、としている。

(2013.4.5 受付)